

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 25 年 2 月 13 日
開会時刻	午後 0 時 59 分
閉会時刻	午後 2 時 37 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○福井 輝夫 野口 佳子 辻 孝記
	長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 宿 典泰
	長岡 敏彦
	杉村 定男議長
欠席委員名	
署名者	野口 佳子 辻 孝記
担当書記	津村 将彦
審議議案	継続調査案件 防災に関する事項について
	津波避難施設の整備計画について
	伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業について
	伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について
	継続調査案件 ふるさと未来づくりに関する事項
	ふるさと未来づくり進捗状況について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、管財契約課長
	危機管理課長
	情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長、広報広聴課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、長寿課長
	都市整備部参事、都市計画課長、維持課長、建築住宅課長
	消防長、消防次長 ほか関係参与

審議の経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、辻委員を指名した。

議事に入り、所管事務調査案件である「防災対策」に係る「津波避難施設の整備計画について」、「伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業について」、及び「伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について」、同じく所管事務調査案件である「ふるさと未来づくり」に係る「ふるさと未来づくり進捗状況について」の4件について説明を受け、質疑ののち委員会を閉会した。

開会 午後 0時59分

◎佐之井久紀委員長

御苦労さんです。

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。野口委員、辻委員の御両名ひとつよろしく願いいたします。

本日御協議いただきます案件は、当委員会の所管事務調査事項ということになっております、防災対策であります。

1つは津波避難施設の整備計画について、それから1つは伊勢市ブロック塀等撤去費用補助事業について、1つは伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について、次にもう1つは、同じく所管事務調査事項でありますふるさと未来づくりに係る事項について、これはふるさと未来づくりの進捗状況についての計4件であります。

お諮りをいたします。

協議の方法につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたします。

また、委員間の自由討議につきましては、皆さんから申し出がございましたら、随時行いたい、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

〔津波避難施設の整備計画について〕

◎佐之井久紀委員長

それでは、はじめに「津波避難施設の整備計画について」を議題とします。
当局の説明を求めます。危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

それでは「津波避難施設の整備計画について」説明をさせていただきます。

まず始めに、1点お詫びを申し上げます。事前に配付をさせていただきました資料1-3につきまして数字等の誤りがありましたことから、本日、差し替えをさせていただきました。申し訳ございませんでした。

今回の概要といたしましては、まず伊勢市防災会議の避難所検討専門委員会が昨年度から検討してまいりました「伊勢市避難所指定基準」が、昨日、2月12日の「伊勢市防災会議」で承認をされ、避難所候補が確定をいたしました。

この作業と並行して、一定の条件の下で、その避難所に避難できない地域、いわゆる避難困難地を抽出するとともに、詳細な人口データによる避難困難者数の割り出しを行ってまいりました。

それがまとまりましたのと、今回、津波避難施設の整備を含めた避難困難地の解消対策についてもまとめましたので報告をさせていただきます。

まず、資料1-1の「避難困難地の整備に関する基本的な考え方」でございますが、全般的には昨年11月20日の総務政策委員会で報告を申し上げた内容と変わっておりませんので、簡略して説明をさせていただきます。

1ページでは「1 目的」「2 津波災害の現状」を記載しております。「3 計画等との関係」につきましては、2ページの「(3) 都市防災事業計画」で、「村松、有滝、磯、大湊、馬瀬、一色、二見町西地区に、2から4階建て相当、収容可能人数、約300から1,500人の規模での整備」と記載しておりますが、11月20日の委員会では「東大淀、村松、有滝、東豊浜、大湊地区に5階建て、収容可能人数500人の規模で」とあったものを、その後の状況に合わせて計画修正をしております。

3ページの「4 基本条件」の(1)では、従前どおり、三重県が平成24年3月に公表した津波浸水予測図の防潮堤等の施設がない場合を基本データとすることとしております。

4ページ「(2) 配置」の方法といたしましては、伊勢市避難所検討専門委員会にて避難困難地の抽出を行い、地区別の避難困難者を算出し、津波避難施設を整備する必要のある地域の洗い出しを行う。また、その地域において最も整備が効果的な場所の検討を行うこととしております。

「(3) 避難困難地の抽出条件」につきましても、その内容自体は変えておりませんが、今回、より詳細に条件を記載いたしました。

まず「①適用する基準」ですが、「平成17年6月の内閣府の津波避難ビル等に係るガ

イドライン」及び「平成 23 年 11 月の国交省住宅局の津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等にかかる追加的知見」を基本に設計をし、「②設定の条件」を定めました。

その 1 つ目、「避難対象地域」は、3 ページの基本データの津波浸水予測図にあります津波浸水想定区域、色の着いた地域としております。

2 つ目の「避難可能距離」は 750 メートルで、これは沿岸部への津波の第 1 波到達予想時間が約 30 分後であることから、避難準備に 5 分かかるとした場合、避難時間は 25 分。

高齢者等の災害時要援護者の歩行速度や家屋倒壊・道路閉塞なども考慮をしまして、毎秒 0.5 メートル、毎分で 30 メートル避難するをいたしまして、避難可能最大距離は 750 メートルとしております。

3 つ目の「避難可能場所」は、津波浸水想定区域外または津波緊急避難所として市が指定する施設・場所とし、津波緊急避難所の収容人数は、浸水するフロアは収容人数の算出に含めず、1 平方メートルにつき 1 人といたします。

次の「避難人口算出用地区割」ですが、平成 22 年国勢調査調査区を基本として、各地片内の建物密度がほぼ一定となるように小単位区に分割し、それを避難人口算出用地区割とした上で、平成 24 年 12 月 11 日に公表された国勢調査基本単位区により各小単位区に人口データを与え、避難人口及び避難困難人口を求めております。

5 ページの「避難経路」は、浸水想定区域外に通じる道路とし、橋梁等を使用する場合はその耐震性が確保されていること、山・崖崩れ、建物等の倒壊等の危険が少ないことを勘案して設定し、「避難目標地点」は津波浸水想定区域外に避難可能な避難経路で、より安全な場所に避難可能な道路に接続されていることとしています。

次に「浸水想定区域外避難可能範囲」は、4 ページの津波緊急避難所への避難可能距離と同様、750 メートル以内とし、津波緊急避難所の収容能力を超える避難はできないものといたします。

なお、これらの条件設定は今ある最新の文献・データを基に、伊勢市に合う最良の手法を避難所検討専門委員会で検討した結果であり、被害想定や歩行速度などの条件を変更すれば、当然のことながら避難困難地や避難困難者の状況も変動することになります。

次に「(4) 津波緊急避難所の充足率」としまして、施設の整備に当たっては各地区の避難困難者数が 0 人になることを目標として規模を検討することといたします。

「(5) 整備方針」は、抽出した避難困難地において、地形、道路状況、人口等を総合的に勘案しながら整備を進めるとともに、新たに学校を建設する予定地付近に先行して津波避難施設を整備することのないよう調整を行い、浸水区域内に新校舎を建設する際には、津波からの避難を意識した設計を行うことといたします。

6 ページの「5 建築条件」では、「(1) 共通事項」の確認、「(2) せき上げ高の検討」、「(3) 設計高の検討」を行っております。

この部分につきましても、11 月 20 日の総務政策委員会で報告を申し上げた内容と変わっておりません。

マグニチュード 8.7 のレベル 1 での設計標高を想定浸水深相当階の 2 階上とし、マグニチュード 9.0 のレベル 2 のせき上げ高より高い位置であることを確認していきます。

仮に大湊町のポイント1に津波避難施設を整備する場合、その設計標高は9.9メートルとなります。

続きまして8ページの「(4) 構造」としましては、地震、風圧、津波の波圧に耐え得る施設とし、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り、盛り土等の工法を検討してまいります。

10ページの「(5) 規模」につきましては、避難困難者抽出の際の避難所の有効面積は、県の「津波避難計画策定指針」に基づき、1平方メートル当たり1人としますが、新たに津波避難施設を整備するに当たっては、主たる目的が津波からの避難であり、他の用途を持たないことも勘案し、設計上1平方メートル当たり5人以上の積載荷重を持つ施設とした上で、収容人数は1平方メートル当たり2人で算出することとします。

続きまして資料1-2「避難困難人口分布図」をごらんください。

先ほどの「(3) 避難困難地の抽出条件」に基づきまして、避難困難地とその人口を地図上に表しました。

凡例にありますように、青い線の内側が津波浸水想定区域、陸側のオレンジ色の線より海側を避難可能時間内に津波浸水想定区域の外、津波の来ない所まで避難できない区域としております。

その区域内の緑色の小さな丸が津波緊急避難所で、その避難所を中心に緑色の線で円を引いた内側が避難・収容できる範囲となります。

円の大きさの違いは収容人数の違いによるもので、最大で半径750メートルとなっております。

地図上の色の違いは避難困難人口の差で、紫色が避難困難人口501人以上、オレンジ色が251人以上、ピンク色が101人以上、水色が51人以上、薄緑色が11人以上、薄黄色が10人以下、無地が避難困難人口0人の区域です。

青い数字は避難所へ避難可能な人口、赤い数字は前が避難困難人口で後ろがその区分内の人口を示し、差し引き分が避難可能な人口となります。

結果としましては、避難困難人口の多い順に、大湊町・二見町西周辺・一色町周辺・有滝町・磯町・村松町・馬瀬町周辺・田尻町周辺・柏町・御菌町高向・植山町周辺・東大淀町の12地域が避難困難であるということになりました。

続きまして資料1-3「避難困難地解消対策について」をごらんください。

1ページの「1 避難困難地解消の手法」では、避難困難地を解消するための4つの方策を掲げております。

1つは新たな避難ビルの指定や避難目標地点を確保することにより、避難時間を短縮すること。

2つ目は浸水域内へ避難タワー等の施設を整備し、避難場所を確保することにより、避難時間を短縮すること。

3つ目は避難路を整備することにより、避難目標地点等への避難時間を短縮すること。

4つ目は護岸の嵩上げや耐震化等、保全施設を整備し、津波第1波の浸水抑制を行うことにより、避難時間を確保することとしております。

次に「2 新規避難施設整備位置」では、津波避難施設を整備する場合の場所選定の考え方を示しております。

続いて2ページの「3 地区別対策」をごらんください。

先ほどの12の避難困難地に対して、どの手法で対策を講じていくかをまとめております。

結果的には「(1) 避難目標地点の設定」か「(2) 津波避難施設の整備」のいずれかによることとしております。

それでは3ページ以降の個々の分析結果と合わせて説明をさせていただきます。

ここで1点、申し訳ございません。差し替えをさせていただいた部分なのですが、修正部分、アンダーラインを引いておりますその部分が、今回差し替えをさせていただいたところということで御了解をいただきたいと思っております。

まず大湊町ですが、3ページの図の紫色の部分の人口ですが、こちらが3,236人であり、この内、避難所である大湊小学校とコミュニティセンターに1,650人が避難可能となっております。残る1,586人は津波避難施設を整備することにより避難困難の解消を図ってまいります。

続きまして二見町西と溝口・山田原・荘の一部についてですが、4ページの図と5ページの表をごらんください。

今一色も含めたこの地域の人口は4,472人で、各避難所に避難可能な人数は3,011人。残る1,461人が避難困難となります。

6ページをごらんください。津波避難施設の整備により1,332人は避難可能となりますが、図のオレンジ色の破線で囲った溝口地区と荘地区の一部の95人と34人の避難困難が解消できません。

ただ、当該地区の浸水開始時間は、それぞれ45分後と43分後であることから、図にありますとおり津波浸水想定区域外に避難目標地点を設定し計算した結果、浸水開始時間までに避難が可能であると判定をいたします。

続きまして、一色町と通町の一部につきましては7ページをごらんください。

この地域の人口は1,871人で、浜郷小学校に553人が避難可能であることから、残る1,318人が避難困難となります。

津波避難施設を整備することにより、1,314人の避難困難が解消できますが、図のオレンジ色の破線で囲った通町地区の4人が時間内に避難できないこととなります。そこで、8ページに記載のとおり国道23号上に避難目標地点を設定し、浸水開始となる58分後までに避難可能であることを確認し、避難困難の解消といたします。

次に9ページの有滝町と西豊浜町の一部ですが、地区人口は1,474人で、この内537人は北浜小学校や町民会館に避難可能ですが、残る937人が避難困難となるため、津波避難施設を整備することで解消を図ってまいります。

続きまして10ページの磯町と西豊浜町の一部につきましても、地区人口は617人で、この内113人は学校へ避難可能となりますが、残る504人が避難困難となるため、津波避難施設を整備することで解消を図ってまいります。

続きまして11ページの村松町と東大淀町の一部です。

こちらの地区人口2,234人の内、1,765人は学校やクリーンセンター等に避難可能ですが、469人が避難困難となります。

この内、海岸に近い 385 人については津波避難施設の整備により解消し、残る 84 人は 12 ページに記載のとおり避難目標地点を設定し、浸水開始の 59 分後までに避難可能であると判定し、避難困難の解消といたします。

次に 13 ページ、14 ページの馬瀬町と御菌町小林・下野町の一部につきましては、地区人口 4,025 人の内、3,574 人が学校等の公共施設や民間避難ビルに避難可能ですが、451 人が避難困難となります。こちらも、津波避難施設を整備することでその解消を図ってまいります。

続きまして 15 ページ以降の田尻町及び船江 2 丁目の一部、柏町、御菌町高向、西豊浜町及び植山町、東大淀町の一部の 5 地域では、それぞれ 447 人、229 人、99 人、45 人、28 人が避難困難となりますが、各地域とも海岸からは若干距離があることから、浸水想定区域外等へ避難目標地点を設定し、浸水開始時間までに避難可能であると判定した上で、避難困難の解消を図ることといたします。

以上が避難困難地の解消対策で、地区別にまとめましたものが 2 ページの一覧となっております。12 の地区ごとの人口、避難可能人数、避難困難人数、対策内容とその対策対象人数をまとめております。

なお 3 ページ以降の地区ごとの「避難困難人口分布図」にある緑色の丸印、津波避難施設の位置につきましては、ひとまず効果の高い場所に機械的に設定をしたものとなっております。

前回、1 月 31 日の委員会でも申し上げましたが、既に 7 地区の自治会長には説明をさせていただいており、今後、地元自治会や土地所有者等との協議を進める上で変動することは十分考えられることとなっております。

整備予定位置が確定をしましたら、改めて報告をさせていただきます。

以上「津波避難施設の整備計画」について説明を申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 20 分

再開 午後 1 時 21 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま当局のほうから説明がございました。資料が 3 点ほど分かれてくるわけですが、この御説明に対しまして、御発言のある方はひとつお願いいたします。御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

すみません、1点だけ。この絵を見せていただくと、750メートルラインというのがきちんと書かれているので、図面的にはすごく見やすいと思います。

ただ1点、いつも地域へ出てお話をしていると、そういう避難のタワーを造っていただいた時に、海岸の近くにおられる方が内陸部へ来られるというのは理解されるわけです。

750メートルラインの中の内陸部の近くにいる人がタワーへ向いて行くということについて非常にいろんな御質問があります。

そのあたりの750メートルラインの引き方については、やはりきちんと住民の方への広報とか啓発をしていただきたいと思うんです。

当然、津波の到達時間によっては、タワーに行くのではなくてもっと安全な内陸部へ、高台へ行ってもらうということを原則ですよということをもっと強く言っていただかないと、避難困難地域の方も含めて、何かタワーができて安全安心になったということでそこへ行くことを目安にしてもらうと困るということ、きちんと住民の方に、当然訓練も要ると思うのですけれども、啓発をしていただきたい。

そのことをどのように進めていただくかをお答えください。

◎佐之井久紀委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

今後、こういった取り組みにつきましては、ハザードマップを作成いたしまして、市民の方に周知を図ってまいりたいと考えております。

そういった中で、避難所が固まってくるわけなので、海側の施設よりも陸の高いところということが原則でありますので、そういったことは十分周知をさせていただきたいと思っておりますし、また、委員おっしゃられたとおり、今後、避難訓練等を実施する際には、そういったこと直接市民の方にもお話をさせていただくようにしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。

その対策をお願いしたいと思います。

もう1点、前回、浜郷地区での避難訓練に参加をして、学校の屋上に上がらせていただいたら、今日もちょっと昼休み中にお聞きをしたことあるのですけれども、突起物が出ていてという、昼間だったのでそんなに影響はないかなと思ったのですけれども、

それはもうどの時間帯になるか分からないということを見るとですね、屋上の突起物に足を引っ掛けてとか刺さってとかいうこともないような、安全の確保だけは若干いるのではないかなというような気がしましたので、その対応だけをちょっと確認をしたいと思います。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●中居渉危機管理課長

なるだけ、夜、上がっていただいてもそのものがあるということがわかるような手立てを今後検討させていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

質問が1つではなくなってしまったのですが、標高の表示を今、電柱にさせていただいています。

住民の方が地理的なこともよく分かってみえる方が、なぜA地点よりBのほうが標高が低いのだとか高いのだとかという御指摘があります。

それはもう我々もちょっと専門的な、この数値で高さを測った記憶がないので、そういう面について各自治会に任しているということがもしあるとすれば、やはり専門的な見地から、そのあたりの確認をきちんとやっていただいて、避難の目標にやっぱりなるわけですから、そのあたりのことをきちんとやっていただきたいというのが1点あるのですが、そのあたりの対応はいかがでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
危機管理課長。

●中居渉危機管理課長

はい、標高表示につきましては、実際に職員が各、貼っていただいた所を回って写真にも撮ってということでさせていただいております。

地元のほうからおかしいのではないかと御意見があるようでしたら、そのことを確認させていただいてしかるべき対応を取らせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎佐之井久紀委員長
他に御発言はありませんか。
辻委員。

○辻孝記委員

標高表示の話が出ましたので少しお聞きしたいのですが、標高表示に関しましてですが、最近貼られた部分と昔から貼られている所との表示の仕方が違うということ、先日うかがったことがありました。

そのへんのところはですね、いつ統一される予定とかですね、そのへんのことどういうふうに捉えているのかちょっとお聞きしたいのですが。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●中居涉危機管理課長

以前、貼っていただいているものと今回貼らせていただいたものの形式であったり、その表示の方法が違うということは存じておりますが、市としましては今回、作らせていただいた形式でもって今後進めていきたいというふうに考えております。

明らかに、以前に貼っていただいたものが古いデータで取ったその標高表示であり、標高のポイント表示であったりということがございまして、明らかに違うものについては極力もう新しいものに替えていくということをお願いはしておりますけれども、ということで、今後市としては今、作らせてもらったもので進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

辻委員。

○辻孝記委員

それはいいのですが、要するに心配なのは今、新しく貼った標高表示とですね、以前の貼ってあるやつが、例えばこの高さが海拔何メートルですよというような表示の仕方があったりとかですね、今はこの場所が、海拔何メートルですよとなっていますよね。

そこのところの表示が違うとですね、市民はどちらを表示しているのかがよく分からないというのがありまして、今例えば前の貼り方を変えていこうというのであれば、いったん取ったほうがいいような気がするのですが、取るかその地点をまずすぐに調査をして張り替えていくというような形をとるべきだと思うのですが、そのへんのお考えというのはどのようなようになっているのですか。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●中居涉危機管理課長

先ほども申しましたように明らかにデータが古くて誤差が大きいというものについて

は、取り外すというようなことでさせていただいているのですけれども、それがそれほど、誤差の範囲ということであればその今、委員おっしゃられたように壁の高さが何メートルですよと、いう表示につきましても、市民の方にも関心を持っていただくということで今のところは、積極的に外すことなく併用していきたいというふうに考えているところでございます。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そういう話なら、要するに市民が混乱しないようにだけはしていかないといけないと思うのですね。それはちょっと早急に対応されたほうが私はいいかと思っていますので、これだけ言わせてもらって終わっておきます。

◎佐之井久紀委員長
よろしいですか。他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐之井久紀委員

発言もないようでございますので、それでは自由討議を行いたいと思いますが、自由討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

はい。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

〔伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業について〕

次に「伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業について」を議題とします。当局、説明をお願いします。

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

続きまして「伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業」について説明をさせていただきます

す。

資料2の「伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業（案）」をごらんください。

この事業は市民の生命、身体及び財産を地震から保護し、災害に強いまちづくりを推進するため、ブロック塀等を撤去する市民に対し、一定の要件に基づき補助金を交付するもので、平成25年度から新たに取り組んでまいりたいと考えております。

「1 補助対象となるブロック塀等」は、「道路等に面するコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀」「道路等からの高さが1メートル以上のもの」「道路等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路等からの高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からブロック塀等の高さが60センチ以上のもの」であることといたします。

なお、ここでいう道路等とは、道路・通学路・公園・広場・公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたって継続して利用される土地を指すことといたします。

続いて「2 補助対象となる撤去等工事」は、市内に存するブロック塀等を当該所有者等が撤去する工事を補助の対象といたします。ただし「国又は地方公共団体が行う場合」「対象となるブロック塀等が道路改良等公共事業の補償対象となる場合」「一団の土地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた場合」については除くものといたします。

次に「3 補助の条件」ですが、「原則として一団の土地で道路等に面するブロック塀等を撤去すること」「撤去後はフェンス・生垣等の設置は可とするが、再度ブロック塀を設置する場合には補助対象外」といたします。ただし「フェンスの基礎として高さ40センチ以下の部分にブロックを用いることは可」といたします。参考に施工例のイメージ写真を2ページに添付させていただいております。

最後に「4 補助金の額」でございますが、「撤去に要した経費又は撤去したブロック塀等の延長に、1メートル当たり8,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、80,000円を限度」といたします。ただし「その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの」といたします。

以上「伊勢市ブロック塀等撤去費補助事業」について説明を申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

はい、御苦労さんでございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。辻委員。

○辻孝記委員

すみません、ちょっと聞かせてください。

ブロック塀の撤去の費用補助というのは必要だとは思っておりますが、ただちょっと条件というのがよく分からないことがあります。1番問題になるのは例えば無筋のブロック塀、当然これはだめだと思っておりますが、鉄筋が入っている場合ですとそれなりのことはですね、ある程度耐震性の部分も含めてですが、ある程度あろうかという

ふうに思っているのですが、そのへんの基準とかいうのは決めておられるのですか。

◎佐之井久紀委員長
危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

はい、なかなか外からですね、その鉄筋が入っているかどうかという判断がしづらい部分もありますので、ブロック塀につきましては全て、ここにある条件に合致するものについては対象としていきたいというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。

対象となっても例えば反対に言うとはですね、今度は高いブロック塀があってもですね、撤去されない方とかですね、危険であるのにその、干渉される部分もですね、必要なのではないかなというふうに思うのですが、そのへんの取り組みというのはどのように考えておられるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●中居涉危機管理課長

こういった制度を 25 年度から取り組みをさせていただくということで市民に周知を図って、なるだけ積極的にこれを活用して、市民の通行の安全が確保できるようにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。伊東市とかですね、あのへんでもこういったブロック塀の撤去の補助金等を出しておられておられますね、視察も行かせてもらいましたけれども、そういった部分では必要な部分だとは思っているのですが、条件とか道路幅の問題もありますけれども、やっぱり積極的に干渉するというのをこれからも考えて、そのへんのところをですね、住民の方々に分かっていただくような、やっぱり方策というかですね、これを考えていただきたいと、このように思っていますのでよろしく申し上げます。以上です。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

長田委員。

○長田朗委員

これは災害に強いまちづくりを推進するということで、これは大変評価をするものがありますけれども、道路沿いに危険なものがあるということで、ブロック塀というふうに定義されてるのですけれども、伊勢には御幸道路を中心として灯籠がございますね。

あれも非常に震災といいますか、揺れに弱い構造であるので、こういうブロック塀以上に危険度が高いものであるということ、ただそのいろんな経過からその扱いは難しいとは思いますが、これだけ災害に強いまちづくりということでいろんな面ですね、補助を出しながらやっていく中でですね、あの部分をどういうふうに扱っていったらいいのかという、危機管理としてはどう考えてみえるかそれだけ、答えにくいとは思いますが、お聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

理事。

●角前明総務部理事

確かに灯籠は、耐震的には問題があるということは理解しております。

そういった中で今、現在進めている方策の中で検討してまいりたいということで、私共ちょっとお答えできるか難しいですけれども、危機管理としては確かに危険だということは理解しております。

◎佐之井久紀委員長

長田委員。

○長田朗委員

本当に難しい問題で、なかなか県とか国とかも含めて手が出せなかった部分もあるのですけれども、本当にこういう状態に今、置かれている中でですね、何とか突破口を見つけてですね、より災害に強いまちづくりというものを進めるという観点からいろいろ知恵を出していただきたいなというふうに思います。以上にしておきます。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

ないようでございますので、自由討議がありましたらひとつお願いいたします。

宿委員。

○宿典泰委員

ぜひこういった防災のということであれば今、長田委員から灯籠の話がありましたけれども、大事な視点だと僕も思います。

最近、私、中日なのですけれども、中日新聞で2回ほど取り上げがありました。

それで行く末の話もあったのですけれども、ちょっと気になったのが伊勢市の市民の方へのアンケート調査の中で、パーセントはちょっと忘れましたがけれども、過半数の方がやはり残して欲しいというような話があったというアンケート結果だったというようなことですが、どうでしょう、東日本の震災があった以後、取ってみると、その数字が逆転するかも分からないというような状況ではないかなと、こんなことも思うのですけれども、そうした調査もですね、やはりこの観光となるとまた、産業建設委員会の所管ということになるかも分かりませんが、灯籠の位置付けということになると、産建との関わりもあるわけなんですけれども、やはりそのあたりの調査というのをですね、総務のほうから防災に絡めた話として、やはり観光客の安全安心をきちんと確保するという面についてもですね、調査が必要ではないかということ非常に思うのですけれども、他の委員の方の御意見を聞きたいなと思います。

◎佐之井久紀委員長

どうですか。灯籠の問題についてはですね、ちょっと所管常任委員会が跨ぐような形になるのですが、防災として取り組んだらどうかという提言が今、出されました。委員の皆さんの御意見ございましたら出してください。

辻委員。

○辻孝記委員

先ほど宿委員の言われたように、私もすごく大事なところだと思っておりまして、アンケートというのも1つの手法として、僕もありだと思っておりますが、やられる場合におきましてはですね、しっかりとその、要するにただ、今まであったからいいのだというふうな感覚で、前のアンケートがあったかと思うのです。

だけれども、防災上というふうになった時の耐震性はどうなっているとか、そのへんのところをしっかりと周知した上でアンケートを取らないとですね、いけないのかなというふうには思っておりますので、そのへんを含んで、ある意味で防災としては、本当に市民の生命、財産を守っていくということを考えた時には大事な視点だろうと私も思いますので、このへんは本当に我々の委員会の中でもですね、取り組む必要があるのかなというふうにも思います。

◎佐之井久紀委員長

どうですか。議題としてはブロック塀ということですが、防災ということで関連がありますので、他に御意見がありましたらちょっと、野口委員。

○野口佳子委員

私も今、宿委員が言われましたように、灯籠は果たしてあのように立っているのですけれども、防災に対しましたら大変危ないのではないかなというように感じますし、大きな地震が来た時に東北のほうを見ておりましたも、石碑なんかも倒れていたりとか大変な災いがありますので、そのへんにつきましても何とか市のほうで調査をすとか、そしてまた、皆さんのこのアンケートを取られたのですけれども、これはやはりしなければいけないことではないかと思えます。

◎佐之井久紀委員長

他、どうですか。

自由に出していただいて、これは観光面も関係あると思えますし、それから道路占用の関係がありますね。いろいろ難しい問題があるかと思えますが、そこらへんも含めてまだ他に御意見がありましたら出してください。なかったらもうこれで終わりたいと思えますが。

よろしいですか。長田委員。

○長田朗委員

私も向こうに住んでいますので、日々生活する道です。

距離からすると国道とかですね、あるいは県道とかが圧倒的な部分で、市道というのはわずかな部分であるけれどもですね、だからどちらかというところで軸足はなかなか置けずにはですね、発言もしにくい部分もあると思うのですけれども、やっぱり基幹産業が観光であるし、神宮が御鎮座する町としてもですね、この問題についてはただ景観が、あったほうがいいではないかという観点だけではなくて、やっぱり安全なものであるという条件がベースにないとですね、いくらきれいなものであっても問題があるのではないかと思えますので、防災という切り口からも考えるべきことはたくさんあると思えます。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。他にありませんか。

それでは、御発言もないようですので、この程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 43 分

再開 午後 1 時 45 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、委員会として正副委員長でいろいろちょっと当局とのあれも考えてはどうかとい

うようなことでもございました。これ正直に言いまして、現状がちょっと、前も教えていただいたのですが、何本あって市道にどれだけ、県道にどれだけ、国道にどれだけというのはちょっと分かりませんので、本日のところはですね、この程度にして一度そのデータもですね、分かれば出していただくということで、今日のところは宿委員の御発言の重きを心に留めまして、今日のところは、すぐにデータは出ないと思いますので、そこらへんも出して、もう一回委員会としてどうするかということを考えていきたいと、こういうことでよろしいでしょうか。

それでは本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について】

◎佐之井久紀委員長

次に、防災対策に関する事項につきましては、引き続き継続して調査をしていくと、こういうことで御異議。

(「もう1つある」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

失礼しました。訂正をします。

もう1つあります。「伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画について」を議題といたします。

当局、説明してください。お願いします。課長。

●吉崎章長寿課長

伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画（案）について、説明をさせていただきます。

伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画（案）について、支援を行う団体、10団体の代表の方により、伊勢市災害時要援護者支援ネットワーク会議を立ち上げ、それぞれの団体の活動により支援体制を検討してまいりました。

検討結果に基づき、伊勢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画（案）を作成いたしましたので、御報告申し上げます。

この計画は、災害時に自力での避難が困難な災害時要援護者を、市や地域の支援者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団、自治会等が、安否確認や支援を円滑に行うため、その基本的な考え方、進め方を明らかにしたガイドラインとして作成いたしました。

計画の内容は、資料3を御高覧ください。

2ページでございます。「第1章 総則」「1 趣旨」であります。中段を御高覧ください。

さい。中段の「また」という所からでございます。

要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働が欠かせないことから、災害時の対応において中心的な役割を担う自治体と地域住民が力を結集し、「自助」「共助」「公助」が一体となって、要援護者の避難支援の取組みを進めなければなりません。

伊勢市災害時要援護者避難支援プランは「災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方、進め方を明らかにするものであります。」となっております。

続きまして、記載項目を述べさせていただきます。

2といたしまして「位置付け」。

3ページをお願いいたします。「3 基本方針」。

4ページをお願いいたします。「第2章 避難支援体制の構築」「1 支援体制の整備」。

5ページをお願いいたします。「2 関係機関の役割」関係団体の役割を記載しております。

次に9ページをお願いいたします。「第3章 要援護者の把握」でございます。「1 全対象者リストの作成」「2 市の全対象者リストの対象者」「3 情報の共有」。

10ページをお願いいたします。「第4章 要援護者登録制度と個別支援プラン」「1 要援護者登録制度」「2 要援護者登録台帳の内容」。

11ページをお願いいたします。「3 要援護者登録台帳の適正管理」「4 個人支援プランの作成」。

12ページをお願いいたします。「第5章 情報伝達・避難誘導の実施」「1 情報伝達」「2 避難誘導」。

13ページをお願いいたします。「第6章 避難所における支援」「1 避難所の開設」「2 避難所の環境整備」。

14ページをお願いいたします。「3 運営における留意点」「4 要援護者避難所」。

15ページをお願いいたします。「第7章 要援護者の避難訓練の実施」「1 要援護者避難訓練」を記載しております。

これらの項目について、市、関係機関・団体それぞれの役割を具体化したもので、これに基づき平常時・災害時の活動が行われていきます。

このため、より現実的な計画を構築していく必要があります、実践や訓練も取り入れた実効性を含んだ内容といたしております。

以上の計画内容で作成いたしましたので、御報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

よろしいですか。浜口委員。

○浜口和久委員

これちょっと聞かせてください。

避難支援体制の構築ということで、例えば地震があった時、津波が襲ってくるといった場合にですね、要援護者の方を助け出した後のプログラムという形でよろしいですか。助けるところからのプログラムというのは中に入っているのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●吉崎章長寿課長

要援護者を助けるところは、各種団体の皆様方の協力によって、近所の方々が協力して避難を誘導をお願いしたいというふうな形のものでございます。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

ありがとうございます。

そうしますと資料1-1の時にちょっと手を挙げさせてもらおうかなと思ったのですが、これ2つ重ねてみますと、1-1の4ページですが、避難可能距離750メートルとなっていますよね。それに対して到達時間が30分なので、避難準備完了時間5分ということ差し引いたところというふうな状況になっているのですが、そうしますと、自治会の方、それから自主防災隊、消防団の方々というのは大体、要援護者の方を助けるグループの中に多分、チームワークの中に入ってくると思うのですよね。

そうするとその方たちを連れてというと、5分間の準備期間でできるのかどうかという部分がちょっと心配になった部分があるのですけれども、そこらへんはどのようにお考えかちょっと教えてください。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●吉崎章長寿課長

避難でございますが、この計画に基づきまして今後、個人プランというのを立てていきたいと考えております。

その個人プランは、委員が言われましたように消防団、各自主消防いろんな形の中での協力をいただくのですけれども、基本的には近所の方、近隣の方の御支援を基本としてお願いしたいと考えております。

消防団の方で5分10分かけて駆けつけてくれるということはなかなか難しいことだと思います。

緊急を要する時はやはり、近所の方がお声をかけていただくというような形を大原則として、今後進める中ではお願いをしたいと考えております。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
分かりました。

十分な体制を取っていただき、また、何と云うのですかね、日頃からの訓練ですかね、そういったものもしっかりやっていただいて、というふうな形で、なるべく短時間に駆けつけられる、また避難できるような状況をつくっていただくようお願いいたしておきます。ありがとうございました。

◎佐之井久紀委員長
他にございませんか。
野口委員。辻さんもございますね。
そうしたら2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時 56分

再開 午後 2時 08分

◎佐之井久紀委員長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
御発言はございませんか。野口委員。

○野口佳子委員

第6章の避難所における支援というところなのですが、要援護者のための別室の確保というところなのですが、これはこの避難所におきまして、どのぐらいの程度は確保していただけるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●吉崎章長寿課長

要援護者の対象といたしましては現在、福祉施設として13施設との提携を結ばせていただいておりますのですが、状況の把握をさせていただく中では、100人ぐらいが施設での対応が必要という時に行っていただける人数とっております。

また、施設までいなくて、各避難所において一般の方と別のお部屋を用意をさせていただいての対応というような形を考えさせていただいておりますので、人数的にはその施設の状況によって、確保は可能かなというふうに思っております。

また、今後におきましては、障害者施設のほうとも協議をさせていただきまして、拡

大を図っていききたいというような形で考えております。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

分かりました。本当に要援護者の人たちは大変ですので、そのへんにつきましてもしっかりと対応していただきたいと思いますのでお願いいたします。

それからですけれども、この施設へのソフト支援のところなのですけれども、このところでヘルパーさんとか手話通訳者、それから要約筆記者とかガイドヘルパーなどの派遣をするというのが書いていただいているのですけれども、これは人数的に、その支援していただく方は何人くらいそこに充てていただけるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●吉崎章長寿課長

一般の避難所の開設の中で、必要に応じて、ここに書かせていただいておりますようなヘルパー、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、また保健師というような形の派遣を考えているのですけれども、これも今から調整をさせていただきたいと考えております。

それで、ヘルパーにおきましては今現在のところ社会福祉協議会のほうとの協定で派遣をお願いできる形を取っているのですけれども、今後、介護事業者さんとも調整をして参画していただくような方向を考えたいと思っております。

また、手話通訳とかそういうふうな形の方々のボランティア等との調整も含めて、拡大ができるような形をとりたいと考えております。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

これからは本当に要援護者の人がたくさん増えてくると思われますので、この点につきましてもしっかりと対応していただきませんと皆さんが大変ですので、これもよろしくお願いいたします。以上です。

◎佐之井久紀委員長

辻委員。

○辻孝記委員

少し私も聞かせてください。

要援護者という形ですが、ここに要援護者という対象者というのはどんな人かというので、こう書いてはくれているのですけれども、その中で65歳以上の一人暮らしの者とか、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者とか、あとは介護の関係とかですね、いろいろな部分で書かれておりまして、あと登録方法に関しましては手挙げ方式、同意方式というふうな形で書かれております。

この登録方法につきまして、手挙げ方式・同意方式というのは、対象者でなければならぬというふうに理解をするのでしょうか。そのへんちょっとお聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●吉崎章長寿課長

基本的には対象者となりうる方を、手挙げ方式及び同意方式でお願いしたいと思っております。

◎佐之井久紀委員長

辻委員。

○辻孝記委員

対象になりうるという話ですので、例えば先ほどちょっと例を上げましたが、65歳以上、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯というふうにありますけれども、当然、それだけじゃなくて普通に家族がいても、その家族の中に高齢者がおられる。

で、その中にはもし、平日の昼間に災害が起こったと、発災があれば、家にはその老人だけが残っているというふうな形に、お年寄りしか残っていないというふうなことになるならば、その方々に対しては要援護者という扱いになるのですか。ちょっとお聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●吉崎章長寿課長

基本的には、この9ページの市の全体リストの対象者という方を、65歳以上の一人暮らしの者、また75歳以上の高齢者のみの構成世帯というような形のものを挙げさせていただいております。

しかし、委員仰せの昼間1人とかいろんな状況によっても、同居人が病気であるとかいろんな状況の対応の中で、手挙げ方式ございますが、申し出のある中で検討させていただきたいと考えます。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そういったところも対象になるということと、先ほど浜口委員からもいろいろありましたが、各団体の役割とか、そのへんのところをよく見ますと、障害者団体とか福祉サービスの提供者の事業の、災害時とかその時に安否確認とかいろいろなことが書かれているのですが、そういったことはなかなか実際のところを見ますと、難しいのだろうというふうに私は思っております。

やっていただける部分はやっていただかなければならないというふうには思うのですが、なかなか全部を掌握するというのは難しいのだろうと思うのです。

そういったことと、先ほど言わせていただいた高齢者を抱えてみえる世帯におきましても、その近所、要するにご近所の方々の普段からのコミュニケーションというか、こういった人がいるのだと。うちにはこういった高齢者がいるのだということも踏まえて、しっかりと、地域というか自分の住んでいる周りの方々に対して、こういったことを、手挙げをすれば何でもやってもらえるのではなくて、自分からも努力するような形の啓発の仕方、そのへんのところはどのようにお考えになっているのかちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●吉崎章長寿課長

私共も委員仰せのように、支援される側の方の日常的生活も当然、近所周りとの付き合いを深めていただいて、いざという時には助けていただけるといようなことを基本としてお願いしたいと考えております。

今後、計画を立てる中でもやはりそのようなことは随時申し上げて、計画を作っていたくようにお願いしたいと思っております。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

そういったことでしっかりとそのへんの啓発に重きを置いていただくのが1番大事なのだろうというふうに思っておりますので、今後、どのようにやるのが1番良いのかということも含めて、そのへんを取り組んでいただきたいなというふうをお願いしておきます。以上です。

◎佐之井久紀委員長

他にございませんか。

ないようでございますので、自由討議に移りますが、御発言のある方はお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので本件につきましては、この程度で終わります。

防災対策に関する事項につきましては、引き続き調査を継続することといたしまして御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては引き続き調査を継続することとします。

【ふるさと未来づくり進捗状況について】

◎佐之井久紀委員長

次に、続きまして括弧 2 の所管事務調査「ふるさと未来づくり進捗状況」を議題とします。

当局、説明をお願いします。

参事。

●奥野やす子環境生活部参事

それでは「ふるさと未来づくり」進捗状況について御説明させていただきます。

昨年 11 月までの進捗状況につきましては、11 月 20 日開催の総務政策委員会に報告させていただきましたが、それ以降、各地区でふるさと未来づくりの御説明をさせていただきながら、地区での理解浸透と早い段階での「地区みらい会議」の設立をお願いしております、具体的な動きがあった地区を中心に御報告させていただきたいと思っております。

資料 2 「ふるさと未来づくり学区別進捗状況表 (25 年 1 月末現在)」をごらんください。

まず、下線を引いた部分が、前回の 11 月 20 日の総務政策委員会に報告させていただいた以降に進捗があったところです。

具体的には、11 月 22 日に大湊未来づくり委員会、12 月 19 日に四郷地区まちづくり協

議会の2地区が正式に立ち上がり、平成25年1月末現在、地区みらい会議設立済が9地区（10小学校区）、準備会設立済が7地区、未設立地区が7地区となっており、設立地区が2地区増加し、準備会設立地区についても2地区がさらに加わっております。

まず1ページをごらんください。

年度当初の4月に設立されました明倫地区まちづくり協議会は、子どもにも分かりやすい委員会名をとの思いから、あんしん・あんぜん委員会、うつくしい委員会、えがお委員会、にぎわい委員会の4委員会を設置し、まちづくり計画に盛り込む事業を検討いただきながら、具体的な活動に繋げていくこととなっています。

神社まちづくり協議会では昨年5月設立後、ワークショップ等で地域課題の掘り起こしを行いながら、昨年12月、まちづくり計画「五輪の和」を策定いたしました。

この計画に基づき3つの委員会が活動を始めており、1月27日には健康増進講座が開催され、おおよそ100名の地域住民が参加されました。

佐八学区まちづくりの会では3つの委員会で活動が始まっております。

まず安心安全の確保の観点から防犯灯の設置や通学路の危険性の解消、また買物弱者対策を進めていくこととしています。

大湊地区につきましては、地区内の各種団体に参画いただく中で、まず計画策定に伴う地域課題抽出のための団体へのアンケート調査を実施しています。

今年度中の策定は難しいと思われませんが早い段階でまちづくり計画を策定し、委員会活動を開始することとなっています。

四郷地区につきましても同様に計画策定に取り組みながら、計画に基づき各委員会で具体的な活動をする予定となっています。

それぞれ設立いただいた地区については今後、まちづくり計画に基づき各委員会において地域課題の解決、また活性化のための取り組みを精力的に進めていくこととなっています。

新たに設立された地区においても他の協議会を参考にしながら、それぞれの地域にあった事業展開が図られることを期待しているところです。

2ページをごらんください。

準備会設立済地区は7地区となっています。

まず進修地区については、7月に準備会を設立した以降、規約案の作成、準備会だよりの発行、代議員の選出等順調に協議いただき、1月24日には代議員全体会議を開催し2月24日に正式に設立総会を開催する予定となっております。

中島地区につきましては自治会長連絡協議会の5名の検討メンバーで、月1回の設立準備会において協議いただきながら、1月30日に各種団体代表者との意見交換会を実施し、2月27日に設立総会を開催する予定となっております。

浜郷地区については7月に設立準備会を設立し、月1回の準備会で協議を進め、2月25日には設立総会を開催する予定となっています。

城田地区につきましては9月に設立した準備会において、月1回のペースで協議いただき、1月11日に各種団体代表者への説明会を開催し、地域住民への理解浸透を図りながら進めていくこととしています。

二見地区につきましては昨年 11 月 22 日に自治会を中心に各種団体が加わり設立準備会を立ち上げ、現在地区ごとに説明会を開催し理解浸透を図っているところです。

今一色地区につきましてはこれまで自治会への制度説明を進めてきましたが、1 月 27 日に各種団体への説明会を開催し、2 月 17 日には設立総会を開催する予定となっております。

御菌地区については定期的に準備会を開催し、準備会だよりで周知を図りながら、26 年度当初の設立を目指して協議をいただいております。

3 ページ以降には準備会未設立の 7 地区の状況をお示ししております。

地区によって進捗状況に差異はありますが、いくつかの地区におきまして設立に向け前向きな検討をいただいている状況でありまして、自治会の課題を話し合う中で、共通の課題を意見交換していただいている地区もございます。

いずれにしましても地区担当者とともに各地区で御説明する中で、自治会を中心に地区住民の御理解をいただきながら、早い段階での正式な地区みらい会議の設立を目指して参りたいと考えておりますので御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上「ふるさと未来づくり」進捗状況について御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと基本のところに戻ってしまうかも知れませんが、ふるさと未来づくりとして各地域で地区みらい会議を立ち上げて、将来に進んでいこうということで、お願ひをしているわけなのですが、端的に聞きますけれども、今、地区みらい会議の設立ができて運営されているところと、そうではなくて今、準備会に一生懸命入ろうかなということでやられている地区との大きな違いというのか、活動の違いというのはどんなことがあるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●奥野やす子環境生活部参事

まず最初、私共は自治会長さんに御説明に上がらせていただいております。

自治会長さんへの説明の中でやはりそこの中の理解浸透という形のもの大きいかと思っておりますが、自治会長さんにつきましては任期が 1 年のところもあれば、3 年、4 年と長期間続けられているところもありますので、やはり 1 年という形になりますと、途中で終わってその翌年の方にはまたもう一度最初から御説明をさせていただくという

形のございますので、そこらへんの部分ではなかなか御理解いただくのに時間がかかっているのかなというふうには感じております。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

僕はそんなことを聞いているわけではなくて、1番スタートに戻るかも分からないのですけれども、ふるさと未来づくりは何で地域に、地域の皆さんにお願いをしてこのような形になっているのかということがあるわけですよ。

それはもうやはり地域のことは地域である程度、協議をしながら進められるならそうしていこうと、その裏には財源のこともあって、伊勢市のほうが非常に厳しい状況だということから、そういう地域でできることは地域でやってもらおうと。また学区の中で重複したような行事が、事業がすごくあるから、そういうものを見直しも一挙にできるなというような形だったと思うのですよ。

いろいろと言われることはあるのですけれども、今、実際に地区みらい会議として設立されて運用されている、何らかの予算をもらってやっておられるところと、そうではないところとの違いの活動は大きく何ですかということをお聞きしているのです。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●奥野やす子環境生活部参事

大きく今、活動いただいているところにつきましては、自分とこの地域の課題等を大きく見つめていただいているところがございます。

厚生につきましても買い物弱者の感じ、沼木につきましても高齢者の交通対策等々で自分たちの地域のことを自分たちで課題を解決するという形で取り組んでいただいているところが大きく違うのではないかなと感じております。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと今、厚生学区の話をされましたので、厚生学区でそういう買い物難民というのですか、その方への支援ということをする時に、行政ならどれぐらいかかったものを地域の皆さんに支えられてどうなったということの成果というのかな、そういったことがやっぱりきちんと表明されないものですから、他の地域でも未だにまだ、このま

まやっいていいのかなという方々もすごくみえるのですよ。

かといって設立するということで設立しただけに、固定費というのですか、そういったものも毎年出てくる。

だからそこらへんの費用対効果の話としてどうかということは今、問われているのかなど。それがきちんと住民の方に理解をされないために、25年で設立をするということの予定が27年まで持っていかなければならない。27年で僕はクエスチョンだとは思いますが、そのあたりのことを今、課題としてはきちんと整理をしておかないといけないのかなということで質問をさせていただいているということなのです。

もう一度そのあたりの費用対効果のことについて、どのような効果があったのかということの説明をいただくとありがたいんですけども。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●奥野やす子環境生活部参事

今、厚生地区のことを言わせていただきました。買い物支援につきましても昨年の10月にまだ始まったばかりで1年経っておりませんので、検証等という部分はなかなか難しい部分があるのかなと考えておりますが、買い物難民に至るまでにおきましても未来会議ができなければなかなかそういう課題も見つからなかったのかなとは考えております。

その中で課題を見つけていただいて、まず一方踏み出していただいたというのが厚生地区であるかと思っておりますし、沼木につきましてもバスの関係等々で踏み出していただいたのではないかなと思っております。

できなければなかなか個々の自治会だけでは問題解決なり、問題提起やなかなかできなかった部分がされることによって課題を見つけていただいて、一歩踏み出していただいた。

申し訳ないですがまだ今その段階で、それ以上のことは進んでいないという形にはなっておりますが、他所の部分につきましても一つひとつの自治会でなかなか解決できない部分を、大きな意味で今後、高齢化になっていく中で自治会活動ができなくなる状態の中で、大きい地域としての取り組みで何らかのことができるでしょうという形の中で私共は取り組みをさせていただいているというのが現状でございます。

よろしく申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

私、その担当参事を責めているというわけではないので、課題としてはきちっと議会のほうも向き合っていかなければいけないという趣旨だと、僕はそういう意味で質問さ

せていただいているのですけれども、結果的には地域の課題がそういうことがあった時に、地区みらい会議ができて、その課題解決ができたかどうかということです。

偶然それは厚生学区の買い物難民の話が出て、難民までという話はないかも分かりませんが、非常に困ってみえるということがあったかも分かりませんが、それはつい最近出た話であって早くから地域の中で活動しているところとどこにどういう課題があって、地区みらい会議で全体として地域で関わったら、そのことが解消できたということが、箇条書きにしていろいろと出てくれば、今度新しくつくるところについても、そういうことがあるのだと、その費用の負担についてもこれこれだという説明をきちんともらえると思うのですよね。そのあたりのことを聞かせていただいているのです。

僕は否定しているわけではないのだけれども、どうも今の状況を見てみて、本当に地区みらい会議って必要なのだろうかということに自分自身も疑問符を打っているものですから、固定費がどんどん増えていって、それより個別の自治会としての活動の中で出た課題についてどれほどの予算化をしたほうが、もう直接その地域の、地区の問題として片が付くのではないかなというようなことを非常に感じたものですから、そういう感じ方はなかったのでしょうかね。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●奥野やす子環境生活部参事

仰られることは重々、地域に入らせていただいて話をさせていただいても感じ取る部分は重々ございます。

先ほど言われましたように私共だけではなかなか、行政だけではなかなかできない買い物支援なり、沼木のバスの関係ですけれども、地域に入らせていただくのにも地域の方々が自分たちの中で、月1回なり月2回のペースで会議をしていただいて課題を出していただくというのはすごくありがたいことだと思っております。

行政がそれだけ入っていくとなかなかできない部分も、地域の方々だからできる課題等の抽出というのがございますので、そこらへんは十分こちらに吸い上げながら、今後進めさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

御苦勞なさっていることもすごく分かります。それで地区みらい会議をつくることに熱心になられているということも非常に分かるのですけれども、私が今申し上げたように、やはり課題解決としてきちんとした方策というのか、手法がないままに、ずるずるといようなことがあり得る話なので、それとやはり各地域のいろんな方がみえる中で、

1つのことを決めていこうとなるとなかなか時間もかかって、本来は地区の中の課題というのがもっと行政に頼むと1年かかったものが、やはりもっと迅速に、予算化も含めてルールも含めてきちんとできるというのが、やはりこの地区みらい会議のあり方なのだろうなというようなことはぼやっと分かるわけなのですけれども、そういうことを考えると今、本当に25年でこれ始まろうとしていますけれども、27年までの間に、そのあたりのことがきちんと住民の方との接点も位置付けができて、理解ができて、本当に予算化の話としてスタートの財源が非常に厳しいということの裏付けの話としてやれるのかなと。

そこまで行くにしても、先ほど申したように固定費というのがかかっているわけですよ。その固定費以上に効果が今、出ていくのかどうかということが非常に僕は段々と、難しい言い方をするかもわかりませんが、決して否定しているわけではないのです。

地区の問題を地区でいろいろ考えていこうというのは、これからやるべき話なのだろうと思いますけれども、その予算と効果については本当に実質そういう状況になっているのかというと、僕は非常に、自分の地区を見てもクエスチョンの部分が多い。

具体的にどのことがこういうことで片が付いたということはあまり聞こえてこない。

一方でやはり、声が届きにくくなったということのかな、各町会に言っても、いや、地区みらい会議の中で話をしますからということで、ちょっと後回しになるということがあるとすると、やはり当初の目的からすると随分、違った方向に進んでしまっているのではないかなということを感じるので。

そのあたりはやはり、地区みらい会議をつくることを「是」ということだけじゃなくて、やはりそのあたりのことをきちんと評価をしてやっていただきたいなと。

それで、無理なら無理で、ということもやっぱり必要だと思うのです。

つくることをやはり非常に思われていますけれども、各町会の中で実質、自治経営をしているということを非常に感じている人もいるとすると、あえて地区としてまとめることが主ではないと思いますし、そのあたりのこと考え方もまた整理をしてお聞かせを願いたいなと思います。

ありがとうございました。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

今、いろいろと説明していただきましたのですけれども、この構成メンバーですけれども、この構成メンバーの中でこの50名とかいろいろ人数が書いていただいているのですけれども、この中に女性の代議員というのは、大体と言いますか、そちらの市のほうで分かっていると思うのですけれども、どれくらいのメンバーの人たちがそこに入っているのでしょうか。各地区におきまして。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●奥野やす子環境生活部参事

確実な数字を把握しているわけではございませんが、各地域におきまして女性団体さんの代表を入れていただいたりとか民生委員さんを入れていただいたりとか、という形の中で女性の方が入っていただいていると。あと公募の中で女性委員さんを入れていただいているという現状でございます。

基本、最初に入ってくるのが自治会長さん中心に入られますので、今の現状ですと自治会長さんがほとんど男性の方という形になりますので、それ以外のところからいろいろなスポーツの団体とかいろいろな地域の団体から入れていただいておりますので、そこらへんの中で女性の方をなるべく入れてくださいという形の中で、入っていただいているというのが今、現状でございます。

◎佐之井久紀委員長
野口委員。

○野口佳子委員

私もちょっと見せていただいておりますと、そのこのところのメンバーの人たちがほとんど男性で、これはやはりもう、せっかくこういうのを作りましたら、女性も半分はいてもいいのではないかなと思いますので是非、この地区みらい会議の中で、いろいろな活動をするところには結構女性の人たちが活動するに当たりましても、男性の人たちで物事を決めていくというのは大変いけないことだと思いますので、そのへんにつきましても市のほうからも言っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

◎佐之井久紀委員長
他に御発言はありませんか。

はい。それでは、自由討議に移りますが、御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

ふるさと未来づくりに関する事項につきましては、引き続き調査を継続することといたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

はい。異議なしと認めます。

本件につきましても引き続き調査を継続することとします。

以上で協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 37 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員